

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策等について

- (1) 県、近隣市町村と連携し、感染予防、必要な検査、ワクチン接種、医療体制に万全を期し、住民の不安が生じないようにすること。

岩手県の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の開催に合わせて、中部保健所をはじめとした中部医療圏域の県の各機関と、同圏域の各市町(花巻市・遠野市・北上市・西和賀町)の新型コロナウイルス感染症担当部署で、情報・意見の交換等を行っております(花巻地方支部委員会議)。今後も連携を図りながら、市民に不安が生じないように、感染症対策等を進めていきます。

- (2) 感染者とその所属企業団体等や、いわゆるエッセンシャルワーカーが、誹謗中傷や差別・偏見を受けることがないように啓発等を強化すること。

岩手県において、ホームページ等で誹謗中傷、差別及び偏見に関する啓発活動を行っております。今後の感染状況等を注視し、市においても啓発活動の検討を行います。

- (3) 経済的影響を受けている企業、事業主、NPO法人等が、事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、自治体独自の支援策を拡充すること。

事業者等への国、県、市が行う支援策等の周知については、市のホームページ、広報によるものに加え、商工団体等を通じて行っています。また、各金融機関にチラシを配布し、融資制度の周知を図っています。

市独自で行っている「きたかみ安心飲食店支援金」は、当市がいわて飲食店安心認証取得率において県内トップであることから、更なる申請が見込まれるため、追加補正を実施し支援を継続します。

引き続き、国・県の支援策から漏れ、不足する部分に対し、市独自の支援を実施します。

- (4) 解雇等が発生した場合、ハローワーク、岩手産業雇用安定センターなどと連携し、働く場の確保に万全を期すこと。

これまでも大量解雇等を行う事業者が発生した場合はハローワーク等と連携し、離職者向けの説明会を行う等、対策を講じています。引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携しながら安定的な雇用・労働環境の整備に努めます。

- (5) 解雇や離職による生活困窮者・世帯に対する相談支援体制の強化を図ること。

現在当市では、社会福祉協議会に自立相談支援事業を委託し、生活困窮者に対する相談支援を行っております。また、ジョブカフェさくらでは、就労相談や各種セミナー等の就労支援をしております。引き続き、生活困窮者及び求職者に寄り添った支援に努めます。

2. 労働者施策について

- (1) 中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

市では、企業誘致に加えて、地元中小企業の技術力、経営力強化への支援を図っており、厚みのある地元中小企業支援を行ってきました。更なる企業誘致・雇用の創出については、管内の有効求人倍率が2倍前後で推移しており、人手不足の状況にあることから、慎重に対応します。

また、人手不足を背景とした労働環境の悪化も懸念されるところであり、引き続き様々な雇用労働施策を通して多様で安定的な雇用・労働環境の整備に努めます。

- (2) 障がい者雇用、UIJ ターン推進、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策の強化を図ること

障がい者雇用については、自立支援協議会の就労支援部会を中心として企業向けの制度理解や職務の切り出し方法等の学習会、障がい者が一般就労を目指すためのスキルアップを目的としたセミナーを行っています。

移住支援については、移住支援金やUI ターン補助金により移住するための費用負担を支援することでUIJ ターンの推進を図っています。

また、ジョブカフェさくらでは、就職氷河期世代や若年者を含むすべての世代に対して様々な就労支援を行っており、すぐに就職することが困難な方には、ボランティア活動などを通して社会参加を支援する等、取り組んでいます。今後も求職者のニーズ把握をしながら就労支援に努めます。

- (3) 最低賃金引上げに向けた中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。

最低賃金については、引き続き市の広報やホームページを通し周知徹底を図ります。また、業務改善助成金等の国の各種助成制度についても積極的な活用を促し、雇用の安定や職場環境の改善が図られるよう、関係機関と連携し周知に努めます。

- (4) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、北上市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に継続して労働者代表を参加させること。

市総合計画の策定及び推進について審議する「北上市基本構想等審議会」の委員選任に当たり、貴協議会から推薦いただき、委嘱しています。今後も労働団体を含む幅広い分野から委員を選任し、意見収集に努めます。

- (5) 会計年度任用職員等の自治体で働く非正規公務員の労働条件を改善すること。また、本人の意に反した解雇や雇い止めをしないこと。

会計年度任用職員等期間の定めのある職員の労働条件については、引き続き改善に努めます。また、職員の雇用については、今後も法令遵守の上、適正に行います。

- (6) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡充すること。

昨年度まで、勤労者生活安定資金融資を実施しており、ホームページ等で制度の周知を図っていましたが、利用件数が低調でありニーズが低かったため、今年度から新規貸付を停止しております。融資制度の再開については他制度との比較や利用者ニーズの把握に努めながら判断します。

- (7) 自治体が率先して男性の育児休暇取得を促進すること。

「北上市特定事業主行動計画(2021~2025)」(令和3年3月策定)に基づき、男性職員が育児休業や育児に関連する休暇を取得しやすい環境づくりに努めています。

- (8) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現をめざすこと。

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、女性の社会進出と男性の家事参画、長時間労働の抑制や育児・介護休暇が取りやすい職場環境の整備が必要であるため、市民や企業に対して情報提供・啓発活動を行い、意識改革と理解の促進を図ります。

- (9) 市政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

市政について、労働・雇用等の観点から貴協議会と協議を行うことの重要性については深く認識しております。

今後も各種の審議会等において意見を頂戴するとともに、引き続き要請時に併せて懇談を行うなど、意見を伺いながら市の政策の方向性の共有を図りたいと考えています。

3. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。

市では、4月から保健・子育て支援複合施設 hoKko を開所し、子育て世代に対し、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のないサポート体制の構築に努めています。今後は、この施設を活用しながら、引き続き、関係機関と連携して子どもの貧困やひとり親家庭へのきめ細やかな支援を推進します。

- (2) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

子ども食堂等の子どもの居場所づくり事業が継続して実施できるよう努めるとともに、新たに実施を検討する団体等に対しては、社会福祉協会と連携し、適切な助言等を行うよう努めます。

- (3) 児童虐待防止や保護者への支援、子どもを守る体制強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等をすすめること。

当市では令和3年3月22日に母子保健法に基づく母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を健康増進課内に設置しています。

令和3年4月の組織再編では健康こども部内に子育て世代包括支援センター(課名)を設置、母子健康包括支援センターの機能に加え、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点の機能も備わったセンターとなっており、当該拠点には保健師、社会福祉主事、教員資格を有する者等、人員配置要件を満たした専門職員を配置しています。

また、当該拠点は要保護児童対策地域協議会の調整担当機関となっており、配置された職員が国指定の研修を受講するなど体制強化に努めています。

- (4) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

生活課題に応じた介護サービスや多様化する障がい者ニーズに対応し、必要な支援が受けられるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所の機能を充実させると共に、相談機関・支援事業所同士のネットワーク形成及び連携機能を強化し、障がいのあるなしに関わらず、歳を重ねても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「きたかみ型地域包括ケアシステム」構築を推進します。

- (5) 自殺者が増加し、特にも若者、女性の割合が高いとされていることから、自殺予防対策、相談支援体制を強化すること。

平成31年3月に「北上市いのち支える行動計画」を策定し関係機関と連携を密に相談体制の強化に努めています。また、講演会の開催や相談機関の周知を行うとともに、ゲートキーパー養成など見守り体制の充実を図ります。

- (6) 地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。

医療提供体制の確保は、市民の安心につながる重要な要素であると認識しています。市内の医療体制状況を注視し、必要に応じて県と協議、要望を行うなどの対応を検討します。

- (7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者にも周知徹底すること。

処遇改善加算制度の活用については実施しているところですが、未活用の事業所等については、引き続き活用を行うよう指導や個別の相談対応を行います。

4. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

「給付型奨学金」につきましては、日本学生支援機構等において実施しており、市としては、この施策を活用いただきたいと考えております。

なお、市独自の奨学金については、既に「無利子奨学金」として、貸付元金のみ返還いただく制度としており、日本学生支援機構が行う奨学金制度等との併用も可能としています。

また、奨学生の北上市への定住化を進めるため、返還金の減免制度を実施しています。引き続き、これらの奨学金制度について周知していきます。

- (2) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を把握し、必要な支援を行うこと。

子育て世代包括支援センターでは要保護児童、要支援児童及びその世帯への支援の中で把握した貧困世帯やヤングケアラーと考えられる児童について、必要な支援や情報提供等を行っています。今後も引き続き関係課や関係機関と連携をはかりながら対応していきます。

教育委員会では、教育相談員の定期的な学校訪問により、常に児童生徒の実態を把握しているところですが、令和3年9月には市内中学2年生を対象に、ヤングケアラーの調査を実施いたしました。今後も実態の把握及び必要な支援の実施に努めます。

- (3) 就学援助制度について、必要な世帯に周知を徹底するとともに、準要保護の対象水準を引き下げないこと。また市町村間の格差が生じないように拡充を図ること。

就学援助制度については、毎年、学校を通じて全保護者へ周知を図っています。

また、準要保護家庭については、当市では現在の生活保護基準または改正前の生活保護基準により算定した基準額で認定しています。

援助を必要とする児童生徒が経済的困窮でさまざまな活動に支障が出ないように、国や他市の動向を注視していきます。

- (4) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を十分に踏まえて検証と対策を行うこと。

また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

予算要求にあたっては、学校の意見を踏まえ配当予算の確保に努めています。今後もよりよい学校運営及び学習環境の整備のため、必要な教育予算の確保に努めます。

- (5) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し教育の質的向上を図ること。

市では平成 30 年度から小中学校へタイムカードを導入し、在校時間を把握することにより勤務時間の管理に努めています。

また、労働安全衛生体制の整備については、学校単位で安全衛生委員会を設置しているほか、教育委員会において包括的な衛生委員会を設置し、職場環境の整備と職員の安全及び健康の確保に努めているところです。

今後も教育の質的向上を図ることができるよう適正な勤務時間管理及び労働安全衛生体制の確保に努めます。

- (6) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。

いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員することの有効性については認識しています。当市からも、大規模校における養護教諭の複数配置は、岩手県教育委員会へ要望を続けています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについても、現在の派遣時間数を増加できるよう当該委員会に対し要望していきます。

- (7) 地域における子どもの居場所づくりを含め、子どもの多様な選択を保障できる総合型地域部活動の取り組みを各団体と連携しながら整備すること。

部活動の地域移行を進めるにあたっては、指導や引率を担う地域人材の確保、その指導者を雇用するための費用負担、学校の指導者と地域の指導者との指導方針の整え方、大会参加資格の在り方等、様々な課題を整理しながら部活動改革を進める必要があります。部活動の実施方針を定め、その受け皿となるスポーツクラブや各種競技団体及び関係機関と部活動改革の推進に向けて協議していきます。

5. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後も必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけるとともに、被災者等の「心のケア」を継続すること。

震災復興にかかる補助金や諸制度については、国や県の動向を踏まえ対応を検討します。東日本大震災の被災者に対する支援については、定期的な市内等の情報提供等を行います。

- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。

防災対策の拡充については、防災備蓄品として、マスク、アルコール消毒液や非接触型体温計、避難所で使用する室内用テントや折りたたみ簡易ベッドを追加し、避難所において新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための物品を配備しています。

住民周知の取組については、今年5月から運用開始した「新たな避難情報」の周知に取り組んでおり、6月にはチラシの全戸配布を行うとともに、市広報への特集記事の掲載や、北上ケーブルテレビ、コミュニティFMでの情報発信を行っています。また、昨年更新したハザードマップの活用一例である「マイ・タイムライン」の普及啓発を進めており、自主防災マイスターや自主防災組織などにマイ・タイムライン作成研修を行っています。

- (3) 防災計画の策定や避難所運営に女性の声が十分取り入れられるよう対策を講じること。

防災計画の策定においては、北上市防災会議委員に今年度からきたかみ男女共同参画サポーターの会員を追加し、女性視点の意見等をいただく体制づくりを進めています。

避難所運営については、今年9月の岩手県総合防災訓練における避難所開設運営訓練において、岩手県男女共同参画センター及び県担当課から女性にとって安全・安心な避難所運営とするための助言やアイデア等をいただきながら、訓練を実施しました。

- (4) 利用者の安心・安全に懸念が大きい、いわゆる「ライドシェア」は導入しないこと。

現行法令上、ライドシェアは認められていないことから、現時点での導入は、検討していません。

- (5) 各工業団地及び工業団地に向かう周辺道路の渋滞対策として、右折車や交通量等の把握を行い、車線の増設や時差式信号機、又は右折信号機などの整備をすること。また、冬期間は適宜除雪及び融雪剤の散布を行い、渋滞対策を行うこと。

- (6) 市内渋滞の多い各交差点においても、右折車や交通量等の把握を行い、車線の増設や時差式信号機、又は右折信号機などの整備をすること。また信号機のない交差点等においては歩行者の横断状況も把握し、事故防止対策を行うこと。

信号機等の交通安全施設の改善要望については、地域のほか、企業や個人からも受け付けています。提出された要望は、関係機関に情報提供しておりますので、具体的な要望等があれば、御提出をお願いします。

交通量の把握については適宜行っており、車線の増設や信号の設置等の対策は、北上警察署などの関係機関と連携し対応を協議していきます。

また、冬期間の除雪及び融雪剤の散布につきましては随時対応してまいります。

6. ハラスメント対策等について

- (1) あらゆる職場でパワハラ、セクハラ等あらゆるハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。

あらゆるハラスメントを許さない社会づくり及び誰もが自らの性的指向や性自認に基づいて安心して働くことができる労働環境づくりのため、労働者と企業に対し広報・啓発活動を通して理解の促進を図ります。

- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

相談対応にあたる市職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等につきましては、関係機関等が実施する研修会へ積極的に参加を促し理解を深めるとともに、最新情報の提供・共有に引き続き努めます。

なお、市職員に対しては男女共同参画と多様性社会に係る研修会を毎年実施し、更に市民等に対して広報紙及びホームページ等で情報提供を行っています。

- (3) 自治体におけるパワハラ指針の策定をすすめるとともに、セクハラ指針の改正の周知と徹底を図ること。

労働施策総合推進法の一部改正に伴い、従来の「北上市職員セクシャル・ハラスメント防止等規程」を、令和2年8月に、ハラスメント全般を対象とした「北上市職員ハラスメント防止等規程」に改正済みです。

改正後の規程やハラスメントを行わないための職員の心得を職員に周知済みですが、引き続き周知徹底を図ります。

2022「政策・制度要求と提言」の策定にあたり加盟組合から提出された要求課題一覧について

- 1 北工業団地ガソリンスタンド前交差点への右折信号の増設。
- 2 北工業団地周辺の除雪、融雪剤散布回数の増加。
- 3 済生会病院南側T字路（ローソン）に信号の設置。
- 4 国見橋付近交差点に時差信号機の導入。
- 5 鬼柳都鳥交差点に右折レーン及び右折信号の増設
- 6 黒沢川交差点（ファミリーマート北上本通点角）に右折信号の設置
- 7 国道 107 号（M 進北上校角）に右折信号の設置
- 8 県道 245 号と市道交差点（居酒屋卯たつさんそば）に信号機の増設
- 9 古川バス停付近交差点、及び二丁目交差点の停止線の変更
- 10 南部工業団地の渋滞緩和（南部工業団地口交差点から岩手郵便局前の道路の 2 車線化）
- 11 北上、花巻、西和賀の街灯を、早朝は消して良い。特に夏は 4 時には十分明るい。

信号機の設置に関する要望については、北上警察署に対して情報提供します。

そのほか、除雪・融雪剤の散布や停止線・右折レーンの設置、渋滞緩和、街灯の点灯については、関係機関との連携の上、対応に努めます。

- 12 ゴミの収集が徹底されているのは良いが、収集後どのように処理されているか余りよく分からない、周知に更に力を入れて欲しい。

市民の皆さんに御協力により、ごみを分別収集し適正に処理することができています。

資源ごみの収集後の処理については出前講座で説明していますが、ホームページ等により分かり易く周知し、市民の皆さんのごみ減量・リサイクルの理解と意識向上に努めます。

- 13 ゴミ袋が高いうえに、破れやすい。

当市では、ゴミ袋にごみ処理費用を含めているため、他市より価格が高くなっています。これにより、市民の環境への意識の向上につながり、一人当たりごみ排出量は県内都市で一番少なく、リサイクル率も上位に位置しています。引き続き持続可能な循環型社会に向けた取組への御協力をお願いいたします。

ゴミ袋については、随時改良を加えており、令和2年度実施の環境意識調査では破れにくくなったという意見が出されています。袋の強度が高いと処理効率が低くなるため、強度を極端に高くすることはできませんが、引き続き、処理に支障のない範囲内での改善に努めます。

1. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

2. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

3. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

4. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

5. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

6. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

7. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

8. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

9. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

10. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

11. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

12. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

13. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

14. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

15. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

16. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

17. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

18. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

19. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

20. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

21. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

22. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

23. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

24. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

25. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

26. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。

27. 経済の発展は、社会の発展を支える重要な要素である。